

平成28年度 第1回豊明市子ども・子育て会議

平成28年7月1日（金） 午後2時から
豊明市保健センター 3F 会議室_____

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻になりましたので只今から平成28年度第1回豊明市子ども・子育て会議を始めます。
本日の出席状況は、委員14名のうち12名のご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

はじめに、健康福祉部長よりあいさつをお願いします。

健康福祉部長

皆さまお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。この4月より健康福祉部長を拝命いたしました吉井と申します。高齢者等の事務経験はありますが、児童関係は初めてでございます。皆さまには計画策定でお作りいただいた子ども・子育て事業計画を遅ればせながら熟読させていただいているところです。本日の議題は非常に重い内容と認識しております。皆様のご協力によりまして検討を行い良い結論が出ることを願ひましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

申し遅れましたが、私は4月から児童福祉課長となりました加藤と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、議事に入る前にこの会議は公開等に関する取扱要領に基づき公開となっております。本日は傍聴の申込みはありませんでした。では資料の確認をいたします。

続いて、委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。委員の期間は平成26年9月1日から平成28年8月31日までとなっております。平成26年度途中からの任期ですので足かけ3年目に入りました。この任期につきましては、次の更新時期に年度替わりに異動される方もいらっしゃいますので、委嘱方法について検討させていただきます。

今回より新しく会議に参加していただきます方をご紹介します。

(新任委員の紹介)

では、新任委員の2名の方は自己紹介をよろしくお願いいたします。

(新任委員自己紹介)

本来はお一人ずつ自己紹介をお願いするところですが時間の都合もありますので、配付

させていただきます。席次表をもって自己紹介に代えさせていただきますのでご了承ください。
それでは、議事に入ります。田中委員長には進行及びご挨拶をお願いいたします。

委員長

昨年は1回の会議開催ということで、約1年ぶりの開催ということになります。進行につきましては私が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では議事に入ります。まずは、昨年からの引き続いての議案になります「平成29年度利用者負担額の設定について」事務局から説明をお願いします。

事務局

(平成29年度利用者負担額の設定について) 資料に基づき説明。

委員長

ありがとうございました。平成28年度保育料の課題と平成29年度保育料の案を説明していただきました。平成29年度保育料の案では、具体的な金額の入った案はまだ示すことができないということで、基本的な考えなどを皆さんに議論してもらいご承認いただければと思います。それではご意見、ご質問、ご不明な点があればどうぞ。

委員

標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料の差異については、不公平感をなくすということですが、事務局側から見た観点ではないでしょうか。保護者側から見れば単なる保育料の改定なのかなと思います。利用者の方からは不公平という意見は出ているのでしょうか？また、延長保育料のことについては保護者から意見は出ているのでしょうか？

委員長

はい、ありがとうございました。今のご意見に対して事務局から何かありますか。

事務局

実際に保護者の方からは、保育料の差異について不満や意見等はございません。事務局側からの意見として、保育料をそれぞれ11時間と8時間で割った保育料の時間単価に差が出ているため、その差をなくしたいと考えています。延長保育料についても利用に合った金額設定ですので、不満や意見等はございません。

委員長

はい、ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

差額が少ないので勤務時間が標準と短時間の境目の保護者がいて、その人は「標準時間のほうがお得」ということで勤務先に証明してもらって、短時間から標準時間に認定を変更して延長保育が使いたい放題と思っていると聞いたことがあります。

委員長

はい、ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

資料にあります表を見ますと、平成28年度のもので、平成29年度のものはこちらからということですが、いつごろ決定をされる予定ですか？

事務局

案としてはございまして市長と協議中ですが、9月議会に条例として上程する予定ですので、第1回会議でみなさまに方向性をご承認いただきましてから8月中には決定したいと思います。今年度は4回の会議開催の予定ですので、8月には第2回会議を開催して保育料の案をみなさまにお示ししたいと考えております。

委員

わかりました。多少個人的な意見も言わせていただきます。決定する保育料の額というのは、これからの豊明市の子どもが増えていくような街づくりの中では、保護者にとって金額が低い方が良いわけですが、財政上の問題もあると思います。昨年か一昨年度に子ども・子育て支援新制度の説明の際にも他市町の金額と照らし合わせながら参考にして、保育料を決めていくということであったと思います。私の印象では、豊明市は他市町からすれば低額であると思います。政令指定都市などとは規模が違いますが、この低額の保育料が売り物だとすれば、豊明市で子育てをしてもらおうという発想なのか？近隣市町の状況を見て参考にされてはいかがだと思います。極端に金額を変更するのは難しいと思いますが、豊明市ならではの要素が入っても良いのではないかと思います。

事務局

豊明市にとっては歳入として入ります保育料が増額しても減額しても善し悪しと思われ
ます。また、標準時間の11時間利用されている方と短時間の8時間利用されている方の

時間単価に差がございます。短時間利用の方が時間単価が割高となっておりますことを解消したいと思っております。短時間の方が延長保育を利用した場合に標準時間の金額を超えてしまう場合には、標準時間に認定変更しておりますのでバランスがとれるよう案を出して調整しているところです。とても貴重なご意見ありがとうございます。

委員

追加でもう一点意見を言わせてください。平成26年に消費税が8%になった時に、給食費の値上げについては3%上乘せしても良いと解釈しておりました。保育料の中には、いくらぐらい食費が入っているかは知りませんが、どのくらい食費分が入っているのでしょうか？

事務局

主食代（お米代）は、保育料とは別に3歳以上児の保護者からいただいております。副食代として保育料の中には入っております。

委員長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますでしょうか。

委員

延長保育の考え方についてですが、利用時間帯ごとに100円という設定になっています。ただ、土曜日に午後12時以降から長い時間延長保育を利用して100円という設定はどうしてなのでしょう？時間の経過によって、サービスの料金が加算されるのが一般的な形態だとも思うのですが。今は、システムが発達して登園降園時にスマホやタブレット等で時間を登録できるので集計が簡単にできます。延長保育を利用するにしても、利用時間に応じての料金徴収ができます。そういったシステムの導入について、市はどうお考えですか？

事務局

土曜日につきましても、標準時間の利用は11時間、短時間の利用は8時間であるので延長料金体系は変わりません。

委員長

運営の保育時間（クラスでの保育時間）は、平日が8時15分から16時15分の8時間、土曜日が8時15分から12時までの約4時間ですが、保育料の標準時間利用は土曜日でも11時間ありますので平日と変わらない保育料設定ということですね。だから、

土曜日でも延長保育時間が長くなるということではないということですね。

事務局

はい。1時間帯について100円を徴収していますが、2,3時間利用される方はほとんどいません。短時間の方で、朝の延長時間と夕方の延長時間を両方利用されることもあるとおもいますが、朝か夕方のどちらかを利用される方がほとんどです。

委員長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

先ほどの延長保育のシステムについてですが、長い時間利用されるというのはとても理解できます。フルタイムで働く保護者ですと午前7時半から午後6時半まで預けるのは仕方がない事とも思います。スタッフ側からの意見ですと、どこからどこまでがこの園児の延長料金の発生なのかを把握するのは困難です。とても難しい問題であると思います。確かにシステムでピッピッと時間が把握できれば集計は簡単です。今後は、どんどん低年齢児の入園が増えていきますので、ここでしっかりと方向性を決めていくことが大事だと思います。お金だけではなく、働くお母さんたちのために適切な料金及び利用時間の設定をお願いしたいです。

委員長

いまの意見は大事な問題で、「子どもを長く預けられれば良い」ということでもなく、なかなか難しい問題であると思います。ありがとうございました。他に保育料についてご質問とかご意見とかはありますか。

委員

延長料金はどのように徴収されているのでしょうか。徴収方法について教えてください。

事務局

集金方法については毎日毎日集金するのではなく、例えば「毎日Aの子が早朝保育を利用、Bの子が午後7時まで延長保育を利用した」ことを名簿にチェックしてカウントしていき月額で実績を出して翌月に現金で徴収しています。公立も私立も同様です。チェック方法も保護者と時間確認をしているので、問題はありません。ただ、一人一人金額が違うので、現場ではその計算が大変と聞いています。

委員長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますでしょうか。まだご意見いただいていない委員の方も何かございますか。

委員

課題があつて、その課題を解決するというこの案に全面的に賛成するという気持ちと、もっと知りたいという気持ちで意見を言わせていただきます。豊明市の利用者負担額の設定というのは近隣市町の中ではどのくらいの位置なのでしょうか？

事務局

国が市民税所得割額により利用者負担額の階層水準を定めておりますが、とても大まかな階層になっております。各市町では、その国基準階層をさらに細かく設定しています。その階層設定が各市町によってバラバラでありますので、一律に比べるのは難しいのですが、おおまかには中間くらいではないかと思われま。

委員長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますでしょうか。

委員

保育料の見直しをして不公平がないようにするとの思いで、検討していただいていることは保護者としてはとてもうれしい事であると思います。保護者としては子どもの安全と親の安心も保障されないと、いくら公平になってもどうなのかと思います。大変かと思いますが、保育の質だけは落とさないようにお願いします。そして、現場で働く保育士たちのモチベーションが下がらないような保育料の見直しをしていただけると良いと思います。よろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますでしょうか。

委員

国の基準が設定されているということですが、これは国の基準を参酌するという解釈でよろしいでしょうか？参酌するものであり、標準ではないということでしょうか？そういうことだと、今回豊明市が不公平のないように設定するという事で短時間の保育料を減額するのか標準時間の保育料を増額するのどちらでしょうか？また、所得が低い階層になるほど、増額の影響が大きくなると思われま。そのあたりのバランスも考えている

のか伺います。

事務局

悩ましいところでありまして、金額が低額なことに越したことはなく保育料を下げるのが簡単なことではあります。冒頭で申しましたとおり、歳入の減額は豊明市の財政事情では苦しいところです。標準時間の保育料を少し上げて、短時間を少し下げてどのあたりでバランスを取るのかを模索中でありまして、短時間利用の方が延長保育を利用した場合に、標準時間利用の保育料を超えないように2,500円程度の差をつけたいと考えています。そして、所得の低い階層で影響が出過ぎないように配慮しなければなりません。総合的に判断しなければならずとても難しい課題ですが、現在検討しているところです。

委員長

はい、ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

提案ですが、豊明市の保育料は0歳児と1・2歳児で金額を分けていますが、他市町では0歳から2歳というくくりで設定しているところもあります。この表では同じ金額のところもあるので、そういった方法もあるのかなと思います。分けている理由があるのでしょうか？

事務局

平成26年度までに設定していた基準表を基に、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度の基準表を設定しました。分けた理由については申し訳ありませんが把握しておりません。

委員

これは、運営費の金額がこの区分で分かれているので、その区分に合わせて設定しています。保育士の配置設定も0歳児と1・2歳児では違いますので、それに従って分かれているのです。

委員長

そういうことだったのですね。ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますか。昨年この会議で検討した方向性のことについては承認いただいておりますので、次回の8月上旬までには具体的な保育料が出てきたときには皆様に適正かどうか審議いただければ良いと思います。

それでは、保育料の議題については基本的な考え方を当会議として、この案を了承してよろしいでしょうか。

委員

異議なし

委員長

それでは続きまして、「小規模保育事業の認可に伴う小規模保育所の利用定員について」事務局より説明をお願いします。

事務局

(小規模保育事業の認可に伴う小規模保育所の利用定員について) 資料に基づき説明。

委員長

ありがとうございました。新制度の目玉がこの小規模保育事業ということで、待機児童の解消に対応する施策であります。今回豊明市でも規則を作られて、小規模保育事業に取り組みれるということです。この会議で審議しなければいけないことは、申請の出ている事業所の施設定員について妥当であるかを審議したいと思います。小規模保育事業といっても理解していない委員の方もいらっしゃると思いますので、基本的な事の質問などでも良いと思います。私から事務局へ1点確認したいのですがよろしいでしょうか？

認可申請のあった事業所はNPOか社会福祉法人なのかで、保育事業実績はあるのでしょうか？

事務局

株式会社です。現在、日進市内で認可外保育所を運営しています。

委員長

では、他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

今回認可申請の出ている事業所の建物は、どのような構造になっているのでしょうか？

事務局

以前喫茶店のチェーン店であった1階建ての建物と駐車場で、内部は0歳児用スペースと1・2歳児用スペースに区切られており、元々飲食店であったのでキッチンスペースが

給食の調理室になっております。

委員

事業所は株式会社なので、認可された後で破たんするとか事業から撤退するとかの心配があるのですが、いかがでしょうか。

事務局

規則の中で事業所に対して指導や改善勧告の条項があります。事業を中止する際には、入所児童に不利益が生じないような措置を講ずる条項がありますので、そのように指導いたします。

委員長

過去に関東地方の事例で、保育所を運営する株式会社が倒産して入所児童が行き場所に困ったことがありました。

委員

認可されると、入所児童に対する保育料はどうなりますか？

事務局

公立保育園、私立保育園と同様の市民税額に応じた保育料を負担していただきます。認可保育園となりますので、市内では同じです。認可外とは違います。

委員

この0歳児、1歳児、2歳児の定員はどのように決まったのですか。

事務局

0歳児は、子ども3人に対して保育士1人を配置しなければならない基準があります。国の基準では1・2歳児は子ども6人に対し保育士1人ですが、豊明市は1歳児で子ども5人に対し保育士1人、2歳児は子ども6人に対し保育士1人です。今年度の豊明市の保育園入園希望は1歳児クラスがとて多くなっていますので、1歳児の定員を多く取っていただいています。19名という定員の中での割振りを相談して決めております。

委員長

子ども・子育て支援事業計画を作成するときには私はこの会議に参加していませんでしたが、その計画の中では待機児童対策の長期的な見通しを議論されていたと思います。

小規模保育事業は其中でどのような位置づけであったのでしょうか？

事務局

豊明市子ども・子育て支援事業計画では、アンケートに基づいて入所希望児童に対して現在の利用定員で対応できるとしています。しかし、実際には2歳未満児クラスにおいて待機児童が出ている状況ですので、それに対応するためには小規模保育事業所を認可していくことを進めたいと思います。そのために規則を制定いたしました。

委員

入所児童の保育園へ入る区切りはありますか？4月だけとか、10月だけとか。

事務局

随時受付を行って、ほとんどが毎月1日からの入所児童を受け入れています。

委員

年度途中で誕生日がきて0歳から1歳になった場合はクラス替えするのですか？

事務局

4月1日時点で何歳かでクラスを決めますので、1年間クラスは変わりません。

委員

2歳児クラスが終わった子どもは、他の保育園へ行かなければならないのですか？

事務局

年少クラスからは、幼稚園や保育園のどちらかを選んでいただくこととなります。

委員

私が思いますのは、この場所は狭いと思うのですがスペースは十分なのでしょうか？

事務局

平成26年度中に、小規模保育事業の設備と運営に関する条例を制定していますので、面積要件と子どもに対応する職員配置を満たしているため認可ができることとなります。

委員

豊明市が要望すれば、認可定員を変動させられるのですか？

事務局

豊明市としては1歳児の待機児童が多く発生していますので、1歳児クラスを増やしていただけるとありがたいという意見は出しております。事前の協議において定員について合意していきます。

委員

近隣に住んでいますので、ここにできるのを見ていました。庭に大変小さなスペースがありますが、認可保育園の園庭には基準があるのでしょうか。

事務局

園庭の代替地で、近隣の公園を指定しています。この事業所も、園庭の代替地として近隣公園を指定しています。現在認可保育園である園の中にも同じように、園庭代替公園を指定している保育園があります。

委員

その公園まで毎日散歩して行くわけですか？

委員長

保育園では毎日のように園外へ散歩に行きますよね。そういうことでよろしいでしょうか。では、他にご質問とかご意見とかはありますか。

委員

認可外保育所関係者ですが、小規模保育事業を豊明市はどのように取り組んでいくのかとても関心がありました。しかし、今日まで小規模保育事業の具体的な内容は知らされていませんでした。平成26年9月26日付で条例はできましたが、この時点で子ども・子育て会議で取り上げられていないと思います。私たちの認可外保育所は定員20人以上の敷地があるので、2年前の会議の時には施設型の認可を目指す方向性を示しています。そして、認可保育園に入れなかった子どもたちを受け入れてきております。児童福祉課にも相談をしたり、保護者とともに懇談会をしてきました。第1回の子ども・子育て会議では、認可を受けるための設備の補助金を受けるためには条件が必要で、豊明市では待機児童が0人であったため補助金の申請自体が厳しいと伺っていました。整備のお金がないので、徐々に考えていきたいと思いますという合意がありました。その時に、小規模保育事業について基準や計画があるのなら教えてほしいと口頭で訪ねたときには、児童福祉課は「まだ用意がありません。」という回答でした。どうして条例が成立したことを会議の議題にしなかつ

たのですか？それと、今回の会議でこの事業所が小規模保育事業の認可を受けるという議題が出る前に、なぜ公募をかけなかったのですか。

委員長

他市町では、地元の認可外保育所が小規模保育事業を行うことが多いと思いますが、豊明市ではそうではない理由を質問されたのだと思いますが、事務局はどうでしょうか。

事務局

過去の経緯については承知しておりませんでしたので申し訳ありません。認可外保育所だけでなく、市内の私立保育所や私立幼稚園に伺いましたところ、コミュニケーション不足があったと思います。条例ができた時点で、会議に報告しなかったのであれば説明不足ですので申し訳ありませんでした。規則の制定が遅れましたことも申し訳ありませんでした。また、今回市外の業者が急に保育事業に参入してきたのが疑問点とのことですが、平成27年度中には準備をしておりましたので、平成28年度早々に制定に至ったものであります。業者が相談に来たから認可規則を作った訳ではありません。国からも待機児童対策が打ち出されておまして、力を入れているところです。認可規則を市内幼保関係者への周知を平等にするよう市長からも言われております。6月の市議会終了後に公布となっておりますので、市内の認可外保育所と私立幼稚園、私立保育園へ出向いて周知をいたしました。今回の事業所については4月に相談を受けていますが、申請は待っていただいております。市内の事業所関係者から見れば、市外業者の方が先に情報を与えられている印象になっていますが、以上がこれまでの経緯です。小規模保育事業は定員が最大19名であります。今回の事業所一か所を認可したとして、二か所目が「早いもの勝ち」ということではありません。平成28年5月20日〆切りで7月1日から入所できない待機児童は現在1歳児で11名いますが、今後も待機児童は増えていくであろうと話合っています。その中で、認可外保育所や私立幼稚園、私立保育園が小規模保育事業を市内で運営していただけるのはとてもありがたいことです。保育士が足りないのは豊明市だけでなく全国的ですので、0～2歳児クラスの保育を行う小規模保育事業が複数できるのは保育士確保の面からもありがたいです。もし、認可の相談を受ければできるだけ意向を聞いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

事務局

今の各委員が話された内容をお聞きしましたところ、お詫びすることばかりで申し訳ありません。まず、条例ができたところで規則を制定しなかったことをお詫び申し上げます。ご迷惑おかけしました。本来であれば「子ども・子育て支援事業計画」の71頁に示してあります保育料の確保数を議論して、公募という形で小規模保育事業者の募集をしなけれ

ばならなかったと思います。それが本当の公平な姿であると思います。6月の市議会においても待機児童対策について質問を受けております。待機児童数の推移を予測するのは難しい事ですが、定数等を定めて計画を立て、皆様にお示しする。そして、公募をかけて施設整備していくのが本来の姿であると思っております。今回の件につきましては反省をしまして、喫緊の待機児童対策としてご理解をいただき進めてまいりたいと思います。

委員長

これからの豊明市の待機児童対策として、この小規模保育事業を今後どのように位置づけるのか示していただく。そして、情報を公平に市内の事業者へ周知するという事によってよろしいですね。

委員

最初の子ども・子育て会議の中で、平成26年の4月から二村台保育園の未満児クラス定員30人を増やした事をお聞きして、待機児童対策は大丈夫との資料をいただきました。だから、すぐに小規模保育事業の実施はまだ先であると認識していました。ですが今の説明をきいて了解しました。

委員

これだけの保育士を雇ってこの定員を受け入れていく中で、株式会社として経営しているのでしょうか。園長も保育士にはいるのですか。全国的に保育士不足ですので、保育士に給料を支払っていき経営ができるのでしょうか。

事務局

申請を受理してから、保育運営の内容、設備や構造、職員の人員配置を確認していき認可という流れになります。認可後は、委託費等と補助金で市が負担することを行いますので、その中で運営してもらいます。小規模保育事業所には役割分担として、未満児クラスの児童を入所させるために立ち上げていただいておりますので、そこが行き詰ってしまうようではいけませんので、運営費等を負担します。

委員

私立の幼稚園も同じ思いがあります。子ども・子育て支援新制度ができてから、認定子ども園に移行するかしらないのか、毎年のように調査があります。県庁への報告があると思いますが、豊明市ではこれだけの待機児童がいるので、私立幼稚園でも0から2歳児を受け入れるかどうかは、その人数によって考えなければなりません。それは豊明市の意向も関係すると思いますが、市からそのような話はありません。ですので、昨年も今年も「新

制度への移行はしません。」という回答にならざるを得ないです。これから待機児童がどんどん増えていくということになれば、市の方から市内の幼稚園、保育園、認可外へ対応ができないか相談があってしかるべきです。この会議が、小規模保育事業所の認可をすることではないですよ。学校法人の場合ですと、最低でも2年間審査します。ですが、待機児童が出ているということでこの会議で対応をどうするのか協議できたことは良かったのかと思います。

委員長

この計画ができたときには待機児童はないという計画であるのなら、現状から見て見直さなければならないということだと思います。

事務局

この計画は、立てて終わりというわけではなく、毎年見直していくことをしなければならないと思っております。計画の評価をしてもらうために業者へ委託する予定です。平成27年度の評価結果を子ども・子育て会議において諮り、皆様に審議をしていただきたいと思っております。先ほどの意見にもありましたように、これから小規模保育事業をやりたいという事業者があったとすれば、来年度の公立保育園定員を考えなければなりません。お互いに情報交換を密にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今回参入する事業所は株式会社ですが、豊明市でも株式会社の保育園がありまして実績も十分にありますので心配し過ぎなくても良いのではないかと思います。

委員長

委員の皆様は保育の質を心配されていると思いますが、A型は全員に保育資格が必要となっています。この事業所の給食はどのような形態でおこなうのでしょうか。小規模保育事業は給食の搬入も可能であることになっていますが。

事務局

自園調理で行う予定です。元々飲食店の店舗でしたので、調理場のスペースは十分にあります。

委員

内閣府では企業内の保育園も進めておりますが、豊明市内の企業でもそういったことをすすめているところはありますか。

事務局

ヤクルトが認可外保育園を企業内で運営しておりますが、他にそういった動きがありましたら報告させていただきます。

委員長 では、ご意見もいただいたということで、この件をご承認いただいたということ
でよろしいでしょうか。

委員

異議無し。

委員長

それでは皆様ご協力ありがとうございました。では、事務局よろしく申し上げます。

事務局

それでは、次回は8月上旬ごろに開催したいと考えております。また詳細な日程や議事
内容につきましては改めて後日ご連絡させていただく予定でおりますので、その際にご出
席をよろしくお願いいたします。

さらに、今回の議事録等につきましては、HP 等で公開させていただきますので、皆さ
まのご了解をいただきたいと思います。

これをもちまして、第1回の豊明市子ども子育て会議を終了いたします。